

第8回釧路地方裁判所地方裁判所委員会及び第7回  
釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会合同開催議事概要

1 開催日時

4月20日(木)午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

(1) 地方裁判所委員会

釧路地方裁判所5階第2会議室

(2) 家庭裁判所委員会及び地方，家庭裁判所合同委員会

釧路地方，家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

ア 地方裁判所委員会委員

浅村隆雄(釧路市漁業協同組合) 梅岡義幸(釧路市企画財政部)  
北野宏明(北海道新聞釧路支社) 長谷川 渉(北海道建築設計事務所協  
会) 松実 寛(釧路消費者協会) 宮部理喜男(釧路市商店街振興組合  
連合会) 山口 隆(釧路市教育委員会学校教育部) 佐藤正樹(釧路司  
法書士会) 今 重一(釧路弁護士会) 藤田信宏(釧路地方検察庁)  
山崎 学(釧路地方裁判所) 小濱浩庸(釧路地方裁判所)

イ 家庭裁判所委員会委員

青木富士彦(釧路町役場) 安藤正治(日本放送協会釧路放送局)  
津田鉄子(釧路市女性団体協議会) 中園桐代(釧路公立大学)  
西村 毅(釧路市連合町内会) 稲澤 優(釧路弁護士会)  
藤田信宏(釧路地方検察庁) 山崎 学(釧路家庭裁判所)  
本田 晃(釧路家庭裁判所)

(2) 欠席委員

ア 地方裁判所委員会委員

平間育子(釧路市女性団体協議会)

イ 家庭裁判所委員会委員

富樫利弘(釧路市民生委員児童委員)

(3) 説明者

空井克憲(事務局長) 杉本正則(事務局長) 西亦敏廣(民事首席書記官)  
穴戸健次(刑事首席書記官) 高橋潤一(家裁首席書記官) 小路法雄(事  
務局次長)

(4) 庶務

三上泰仁(総務課長) 安藤正樹(総務課長) 吉村 悟(総務課課長補佐)

4 議事概要

(1) 地裁委員会議事概要(単独開催分)

ア 新任委員の紹介

委嘱後、委員会へ初めて出席した山口隆氏（釧路市教育委員会学校教育指導参事，平成17年8月1日付け委嘱）、新に委嘱された山崎学氏（釧路地方裁判所長，平成18年4月1日付け委嘱）及び小濱浩庸氏（釧路地方裁判所判事，同日付け委嘱）の3人を佐藤委員長代理が紹介し、それぞれ挨拶した。

挨拶後、今委員から、釧路弁護士会として、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、委員からの活発な意見を聴くという趣旨で所長が委員として参加しなかった当委員会の設立当初の経緯に賛成であったことと、所長が委員として参加しない庁は全国的に3庁しかないという当委員会の大きな特徴が消えることに寂しさを感じている旨の意見が出された。

#### イ 委員長選任

委員会規則6条1項に基づき、山崎委員が委員長に選出され、同委員から、民間委員からの貴重な意見や要望が活発に出されるような運営を心がけたいとの挨拶があった。

#### (2) 家裁委員会議事概要（単独開催分）

##### 新任委員の紹介

新たに家裁委員に委嘱された山崎学氏（釧路家庭裁判所長，平成18年4月1日付け委嘱）及び本田晃氏（釧路家庭裁判所判事，同日付け委嘱）の2人を稲澤委員長が紹介し、それぞれ挨拶した。

#### (3) 地方，家庭裁判所合同委員会議事概要

##### ア 協議事項 「裁判員裁判の模擬裁判について」

協議に先立ち、本田委員から、パワーポイントを利用した裁判員制度のポイント解説を行い、事前に各委員が視聴した裁判員制度広報用映画「評議」を題材として裁判員制度全般に関し意見交換がなされた。

（意見交換の要旨）

（委員） 映画では裁判員の構成員が非常にバランスが取れており、全員が戸惑いながらも善意的に対応していたが、実際はどうか。

（裁判所） 裁判員の選任は、裁判員名簿の中から事件ごとに抽選で無作為に選ばれるため、意図的に裁判員のバランスを取ることは出来ないが、候補者の中に明らかに悪意を持っていると思われる場合には、選任の際に排除することが可能となっている。

（委員） 映画では、判決宣告まで3日間を要しているが、裁判員に欠席するような事情が生じた場合にはどうなるのか。

（裁判所） 裁判員が6人いないと法廷を開くことができないため、裁判員6人のほかに一定数の補充員を選任しておき、補充員が欠席した裁判員の代わりに裁判に参加することになる。

（委員） 裁判員制度では、国民の感覚を裁判に反映させ、司法に対する国民の信頼を得ることを目的とする以上、映画のように、裁判長が進行役に徹し、裁判員がそれぞれの意見を主張し、活発に議論することが必要になると感じるが、自己の意見を人前で主張することに慣れていない国民性を考える

と、裁判員が裁判官という専門家の前で自分の意見を発言することは難しいのではないかと感じる。

現在は、裁判員に選ばれるという国民の負担感ばかりが問題視されているが、多種多様な感覚や意見を持った無作為に選ばれた裁判員に、それぞれの意見を述べさせた上、解決という方向に向けた取りまとめをする裁判長の方が重荷になるのではないか。

(裁判所) まさしく、今までは裁判官、検察官、弁護士という法曹三者での手続だったため、難解な法律用語も当然理解されるという前提があったが、今後は、裁判員が意見を述べやすいように進行する工夫も必要であるし、そのための説明や会話能力も必要になる。

(委員) この映画は広報用であり、評議が紛糾した場面は当然見せられないだろうが、3日間の評議で裁判員が自己の意見を変更し、全員一致の見解になることはありえないと思う。裁判員としての意見が被告人の人生を左右すると考えれば、安直に意見を変更できるものではないと思うし、裁判長の意見に左右されて意見を変更するのは、裁判員制度を導入した目的を没却すると思う。

(裁判所) 確かに、1時間程度の広報用映画であるという前提であるが、現在の裁判員のみの評議においても白熱した議論の応酬はある。その中では、他者の意見を聴いた上、意見を変えることもある。

裁判員制度導入後も、裁判員各人の意見を述べあい、白熱した議論を展開する必要があり、それが裁判員制度を導入する意義だと思う。

(委員) 裁判員として裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合には量刑までも決めるとなると、裁判員としての精神的な負担が大きいと思われるが、裁判員に対するメンタルヘルスケアについては考慮されているのか。

(裁判所) 今現在においては、そのような制度を新設することの検討はされていない。制度実施後、必要になった段階で検討されることとなる。

(委員) 裁判員を任期制にして、裁判員としての経験を他の事件処理に生かすべきではないか。また、その経験を社会に還元できるような態勢作りが必要ではないか。

(裁判所) 裁判員の負担の公平性を考慮すると、事件ごとの選任にならざるを得ないが、裁判員制度と同じく、国民が司法手続に参加する制度である検察審査会には検察審査員を経験した人を構成員とする団体が存在し、検察審査会制度の普及発展に努めている。

しかし、裁判員制度実施後は、裁判員の経験者が時間をかけて国民全体に制度の趣旨や目的を浸透させていくことが期待されている。

## イ 裁判員裁判模擬裁判について(説明)

刑事部から、5月25日(木)、26日(金)の2日間にわたって模擬裁判が実施され、その模擬裁判において地家裁委員が裁判員役を体験することについて了承された。

また、模擬裁判においては、2日間での日程だからといって無理に結論を

出す必要はないので、自分の感覚で、自分の言葉で意見を述べていただきた  
いとの説明がなされた。

ウ 委員会庶務からの連絡事項

日本弁護士連合会から依頼のあった地家裁委員会活動状況アンケートにお  
ける対応について、委員長決裁の上、回答することです承された。

5 次回日程等について

今回は、平成18年6月15日午後1時30分から、地家裁合同委員会として、  
5月実施の模擬裁判で体験する裁判員としての感想や要望等について意見交換を  
実施する。